

令和8年2月

## 飯田市議会第1回定例会

### 新旧対照表

議案第6号	資金積立基金条例の一部を改正する条例（案）
議案第10号	飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例（案）
議案第11号	飯田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（案）
議案第12号	飯田市介護保険条例の一部を改正する条例（案）
議案第13号	飯田市ふれあいの郷松ぼっくり条例の一部を改正する条例（案）
議案第15号	飯田市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例（案）
議案第16号	飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
議案第18号	飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案）
議案第20号	地方卸売市場条例の一部を改正する条例（案）
議案第21号	飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例（案）
議案第22号	飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例（案）
議案第23号	飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）
議案第24号	飯田市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例（案）
議案第25号	飯田市上下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例（案）
議案第26号	飯田市立小学校及び中学校を設置する条例の一部を改正する条例（案）

## 資金積立基金条例新旧対照表（最終 令和7年3月28日飯田市条例第6号）

改正後（案）	現行
別表（第2条関係） 【別記 参照】	別表（第2条関係） 【別記 参照】

## 【別記】

## 改正後（案）

名称		目的	使途
(略)			
5	ふるさと基金	自ら考え自ら行う地域づくり事業及び <u>まち・ひと・しごと創生に関する施策</u> の推進を図る。	自ら考え自ら行う地域づくり事業及び <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業</u> の運営に要する費用の財源に充てる。
(略)			

## 現行

名称		目的	使途
(略)			
5	ふるさと基金	自ら考え自ら行う地域づくり事業の推進を図る。	自ら考え自ら行う地域づくり事業の運営に要する費用の財源に充てる。
(略)			

## 飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例新旧対照表（最終 令和7年9月30日飯田市条例第43号）

改正後（案）	現行
別表（第6条関係） 【別記 参照】	別表（第6条関係） 【別記 参照】

## 【別記】

改正後（案）

名称	位置
下久堅下虎岩第2地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩2933番地8
(略)	
千代毛呂窪第2地域振興住宅	飯田市千栄1587番地9
(略)	
龍江一本木第1地域振興住宅	飯田市龍江3529番地3
(略)	

現行

名称	位置
下久堅下虎岩第2地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩2933番地8
下久堅下虎岩第5地域振興住宅	飯田市下久堅下虎岩792番地
(略)	
千代毛呂窪第2地域振興住宅	飯田市千栄1587番地9
千代毛呂窪第3地域振興住宅	飯田市千栄2052番地10
(略)	
龍江一本木第1地域振興住宅	飯田市龍江3529番地3
龍江細新第2地域振興住宅	飯田市龍江3961番地1
龍江羽入田第1地域振興住宅	飯田市龍江4573番地2
(略)	

飯田市社会福祉審議会条例新旧対照表（最終 令和5年3月27日飯田市条例第6号）

改正後（案）	現行
<p>（専門分科会）</p> <p>第8条 専門分科会は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める事項を調査及び審議する。</p> <p><u>(1) こども若者分科会 次のアからオまでに掲げる事項</u></p> <p>ア <u>児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に規定する児童をいう。）の福祉に関する事項</u></p> <p>イ <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事項</u></p> <p>ウ <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に規定する事項</u></p> <p>エ <u>児童福祉法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会として同法の規定に基づき行う事項</u></p> <p>オ <u>子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく若者及び子育てに関する施策の総合的な推進に関する事項</u></p> <p>(2) <u>障がい者福祉分科会</u> 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>	<p>（専門分科会）</p> <p>第8条 専門分科会は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める事項を調査及び審議する。</p> <p><u>(1) 児童福祉分科会 児童、母子家庭、父子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に規定する事項を含む。）</u></p> <p>(2) <u>障害者福祉分科会</u> 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>

## 飯田市介護保険条例新旧対照表（最終 令和6年3月29日飯田市条例第11号）

改正後（案）	現行
<p>附 則</p> <p><u>（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u></p> <p><u>第7条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において飯田市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において飯田市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により飯田市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万千円以上65万千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「（当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得（令和7年中の給与所得に限る。）が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同</u></p>	<p>附 則</p>

改正後（案）	現行
<p><u>条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）</u>」とする。</p> <p>2 <u>第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）</u>」とあるのは、「（当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得（令和7年中の給与所得に限る。）が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控</p>	

改正後（案）	現行
<p><u>除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）</u>」とする。</p> <p>3 <u>第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）</u>」とあるのは、「（当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得（令和7年中の給与所得に限る。）が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令附則第24条第3項に規定する令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。</p> <p><u>（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）</u></p>	

改正後（案）	現行
<p><u>第8条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p><u>(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において飯田市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において飯田市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により飯田市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）</u></p> <p><u>(2) 地方税法295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満</u></p>	

改正後（案）	現行
<p>であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</p> <p>(3) <u>地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額か</u></p>	

改正後（案）	現行
<p><u>ら当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p>第9条～第12条（略）</p>	<p>第7条～第10条（略）</p>

飯田市ふれあいの郷松ぼっくり条例新旧対照表（最終 令和元年7月1日飯田市条例第11号）

改正後（案）	現行
別表（第7条関係） 1 室等の使用料 【別記 参照】 （備考） （略） 2～3 （略）	別表（第7条関係） 1 室等の使用料 【別記 参照】 （備考） （略） 2～3 （略）

## 【別記】

改正後（案）

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時30分から正午まで	正午から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで	午前 8 時30分から午後 9 時30分まで
(略)				
ロフト学習室	300	300	400	700

現行

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前 8 時30分から正午まで	正午から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで	午前 8 時30分から午後 9 時30分まで
(略)					
ロフト学習室		300	300	400	700
講堂	<u>使用者が使用する際に、 入場料金を徴収しない場合</u>	<u>700</u>	<u>1,000</u>	<u>1,300</u>	<u>2,800</u>
	<u>使用者が使用する際に、 100円未満の入場料金を徴収する場合</u>	<u>1,600</u>	<u>2,100</u>	<u>2,400</u>	<u>5,600</u>
	<u>使用者が使用する際に、 100円以上の入場料金を徴収する場合</u>	<u>3,000</u>	<u>3,400</u>	<u>4,100</u>	<u>6,900</u>

飯田市児童発達支援センター条例新旧対照表（最終 令和6年6月28日飯田市条例第23号）

改正後（案）	現行
<p>（業務）</p> <p>第5条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援を行うこと。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、児童の福祉の向上のため行うものとして市長が規則で定める業務</u></p>	<p>（業務）</p> <p>第5条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、児童の福祉の向上のため行うものとして市長が規則で定める業務</u></p>

飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（最終 令和7年9月30日飯田市条例第35号）

改正後（案）	現行
<p><u>（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）</u></p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p><u>（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）</u></p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（虐待等の禁止）</u></p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>（乳児等通園支援事業所内部の規程）</u></p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の</u>利用に当たっての留意事項</p>	<p><u>（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）</u></p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p><u>（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）</u></p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（虐待等の防止）</u></p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>（乳児等通園支援事業所内部の規程）</u></p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの</u>利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに</u>利用に当たっての留意事項</p>

改正後（案）	現行
<p>(8)～(11)（略） （秘密保持等）</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2（略） （乳児等通園支援事業の区分）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。</u>）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p><u>（設備及び職員の基準の特例）</u></p> <p>第23条の2 <u>子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児</u></p>	<p>(8)～(11)（略） （秘密保持等）</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2（略） （乳児等通園支援事業の区分）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。<u>以下「認定こども園法」という。</u>）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>

改正後（案）	現行
<p><u>等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <p>（電磁的記録）</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその<u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的法式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>（準用）</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u></p> <p>（電磁的記録）</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的法式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>

飯田市福祉医療費給付金条例新旧対照表（最終 令和7年9月30日飯田市条例第36号）

改正後（案）	現行
<p>（給付金の額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、精神通院医療該当者（子ども、身体障害者手帳交付者、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者、65歳以上国民年金別表該当者、母子家庭の母等、母子家庭等の子又は父母のない児童に該当する者を除く。）の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に該当しない療養の給付等に要した費用の額は、給付金の額の算定に用いない。</u></p>	<p>（給付金の額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する療養の給付等に要した費用の額は、給付金の額の算定に用いない。</u></p> <p>(1) <u>精神障害者保健福祉手帳交付者（子ども、身体障害者手帳交付者、療育手帳交付者、65歳以上国民年金別表該当者、母子家庭の母等、母子家庭等の子又は父母のない児童に該当する者を除く。）の入院に係る療養の給付等</u></p> <p>(2) <u>精神通院医療該当者（子ども、身体障害者手帳交付者、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者、65歳以上国民年金別表該当者、母子家庭の母等、母子家庭等の子又は父母のない児童に該当する者を除く。）の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に該当しない療養の給付等</u></p>

地方卸売市場条例新旧対照表（最終 令和7年3月28日飯田市条例第17号）

改正後（案）	現行
<p>（部及び取扱品目）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 市長は、第1項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取り扱う予定がないものを除く。</u></p> <p>（卸売予定数量等の公表）</p> <p>第36条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 第3条第3項の規定により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p><u>(2) 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容</u></p>	<p>（部及び取扱品目）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（卸売予定数量等の公表）</p> <p>第36条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

## 飯田市南信濃観光施設等条例新旧対照表（最終 令和6年12月27日飯田市条例第39号）

改正後（案）	現行
別表第1（第3条関係） 【別記1 参照】 別表第2（第5条関係） 【別記2 参照】 別表第3（第5条関係） 【別記3 参照】	別表第1（第3条関係） 【別記1 参照】 別表第2（第5条関係） 【別記2 参照】 別表第3（第5条関係） 【別記3 参照】

## 【別記1】

改正後（案）

名称	位置
(略)	
飯田市南信濃広場等利用施設	飯田市南信濃八重河内580番地
(略)	

現行

名称	位置
(略)	
飯田市南信濃広場等利用施設	飯田市南信濃八重河内580番地
<u>飯田市南信濃木沢特産物等販売施設</u>	<u>飯田市南信濃木沢494番地 1</u>
<u>飯田市南信濃森林林業情報発信施設</u>	<u>飯田市南信濃和田548番地 1</u>
<u>飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設</u>	<u>飯田市南信濃木沢592番地 4</u>
(略)	

## 【別記2】

改正後（案）

名称	運営時間
飯田市南信濃広場等利用施設	午前10時から午後3時まで
(略)	

現行

名称	運営時間
飯田市南信濃広場等利用施設	午前10時から午後3時まで
飯田市南信濃木沢特産物等販売施設	午前9時から午後8時まで
飯田市南信濃森林林業情報発信施設	午前10時から午後5時まで
(略)	

## 【別記3】

改正後（案）

名称	休止期間
(略)	
飯田市南信濃広場等利用施設	12月29日から翌年の1月3日までの日
(略)	

現行

名称	休止期間
(略)	
飯田市南信濃広場等利用施設	12月29日から翌年の1月3日までの日
飯田市南信濃木沢特産物等販売施設	12月29日から翌年の1月3日までの日
飯田市南信濃森林林業情報発信施設	12月29日から翌年の1月3日までの日
飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設	12月1日から翌年の3月31日までの日
(略)	

## 飯田市営住宅等条例新旧対照表（最終 令和7年9月30日飯田市条例第38号）

改正後（案）	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 公営住宅の活用</p> <p>第1節・第2節（略）</p> <p><u>第3節 空き住戸の活用（第85条の2）</u></p> <p>第4章の2 管理の特例（<u>第85条の2の2</u>）</p> <p>第4章の3・第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公募の例外）</p> <p>第19条 市長は、次に掲げる事由のある者を公募によらず市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1) <u>災害（地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象のほか、火災、火災による水損等をいう。）</u>による住宅の滅失</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>第4章 公営住宅の活用</p> <p><u>第3節 空き住戸の活用</u></p> <p><u>（市営住宅等の目的外使用の許可）</u></p> <p><u>第85条の2 市長は、市営住宅等をその用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる。</u></p> <p><u>2 前項の使用の内容、入居者の資格、許可の手續、使用の期間、使用料のほか当該使用に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 公営住宅の活用</p> <p>第1節・第2節（略）</p> <p>第4章の2 管理の特例（<u>第85条の2</u>）</p> <p>第4章の3・第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公募の例外）</p> <p>第19条 市長は、次に掲げる事由のある者を公募によらず市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1) 災害による住宅の滅失</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>第4章 公営住宅の活用</p>

改正後（案）	現行
<p>(管理の特例)</p> <p><u>第85条の2の2</u> (略)</p> <p>別表第1 (第2条、第3条関係)</p> <p>1 1号市営住宅</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(管理の特例)</p> <p><u>第85条の2</u> (略)</p> <p>別表第1 (第2条、第3条関係)</p> <p>1 1号市営住宅</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2～5 (略)</p>

## 【別記】

改正後（案）

名称	位置
(略)	
黒田市営住宅	飯田市上郷黒田
(略)	

現行

名称	位置
(略)	
黒田市営住宅	飯田市上郷黒田
飯沼市営住宅	飯田市上郷飯沼
(略)	

## 飯田市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表（最終 令和7年3月28日飯田市条例第23号）

改正後（案）	現行
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となつた場合には<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となつた場合には<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償</p>

改正後（案）	現行
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>補償基礎額表</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>基礎額とする。</p> <p><u>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>補償基礎額表</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p>

## 【別記】

改正後（案）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	円	円	円
団長及び副団長	<u>13,340</u>	<u>14,170</u>	<u>15,000</u>
分団長及び副分団長	<u>11,670</u>	<u>12,500</u>	<u>13,340</u>
部長、班長及び団員	<u>10,000</u>	<u>10,840</u>	<u>11,670</u>

現行

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	円	円	円
団長及び副団長	<u>12,900</u>	<u>13,700</u>	<u>14,500</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>

## 飯田市コミュニティ防災センター条例新旧対照表（最終 令和4年6月27日飯田市条例第20号）

改正後（案）	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により、飯田市コミュニティ防災センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（名称及び位置）</u></p> <p>第3条 <u>施設の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。</u></p> <p>【別記1 参照】</p> <p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第4条 施設の開館時間及び休館日は次のとおりとする。</p> <p>(1) 開館時間 午前8時30分から午後10時まで。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。</p> <p>(2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第244条の2の規定により、飯田市コミュニティ防災センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（名称及び位置）</u></p> <p>第3条 <u>施設の名称及び位置は、施設を管理する者の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 市長が管理するもの（以下「市長管理施設」という。）</u></p> <p>【別記2 参照】</p> <p><u>(2) 指定管理者（法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者として市長が指定したものをいう。以下同じ。）が管理するもの（以下「指定管理施設」という。）</u></p> <p>【別記3 参照】</p> <p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第4条 施設の開館時間及び休館日は次のとおりとする。</p> <p>(1) 開館時間 午前8時30分から午後10時まで。ただし、<u>市長又は指定管理者</u>は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。</p> <p>(2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日。ただし、<u>市長又は指定管理者</u>は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p>

改正後（案）	現行
<p>(利用の申請及び利用許可)</p> <p><u>第5条</u> 施設を利用しようとする者は、市長が規則で定めるところにより申請し、その許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 市長は、利用許可に条件を付することができる。</p>	<p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p><u>第5条</u> 指定管理者は、指定管理施設において次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の納付の方法及びその還付の方法を定め、並びに利用料金を徴収する業務</p> <p>(3) 施設の建物、敷地及び設備の維持並びに管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に指定する業務</p> <p><u>(指定管理者の指定の手續等)</u></p> <p><u>第6条</u> 指定管理施設に係る指定管理者の指定の手續等は、飯田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年飯田市条例第61号。第17条において「指定管理者手續等条例」という。）によるものとする。</p> <p>(利用の申請及び利用許可)</p> <p><u>第7条</u> 市長管理施設を利用しようとする者は、市長が規則で定めるところにより申請し、その許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 前2項の規定は、指定管理施設における利用許可に係る手續に準用する。この場合において、前2項中「市長管理施設」とあるのは「指定管理施設」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「規則で」とあるのは「別に」と読み替えるものとする。</p> <p><u>4</u> 市長又は指定管理者は、利用許可に条件を付することができる。</p>

改正後（案）	現行
<p>(利用許可の取消し等)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第7条</u> 施設の利用者は、市長が発行する納付書により、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。この場合において、納付に關し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p><u>2</u> 前項の規定による納付は、利用許可を受ける際に行わなければならない。ただし、市長が適当と認めた場合は、この限りでない。</p> <p><u>3</u> 第1項の規定にかかわらず、利用者が飯田市である場合は、<u>同項</u>の規定による納付を要さない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第8条</u> 市長は、<u>施設</u>が次の各号のいずれかに該当する利用がなされる場合は、利用者が納付すべき使用料（別表の2の2に掲げる使用料（以下「備品等の使用料」という。）を除く。）の額を減免すること</p>	<p>(利用許可の取消し等)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定は、指定管理者が、既に行った利用許可を取り消し、又は利用の停止を命ずる場合に準用する。この場合において、前項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(使用料等)</p> <p><u>第9条</u> <u>市長管理施設</u>の利用者は、市長が発行する納付書により、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。この場合において、納付に關し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p><u>2</u> <u>指定管理施設の利用者は、指定管理者が定めるところにより、別表に掲げる額の利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合において、納付されるべき利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項の規定による納付は、利用許可を受ける際に行わなければならない。ただし、市長又は指定管理者が適当と認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4</u> <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、利用者が飯田市である場合は、第1項又は第2項の規定による納付を要さない。</u></p> <p>(使用料等の減免)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、<u>市長管理施設</u>が次の各号のいずれかに該当する利用がなされる場合は、利用者が納付すべき使用料（別表の2の2に掲げる使用料（以下「備品等の使用料」という。）を除く。）の額を減免す</p>

改正後（案）	現行
<p>ができる。この場合において減免する額は、それぞれ当該各号に定める率を、納付すべき使用料の額に乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(備品等の使用料)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第10条 市長は、<u>施設</u>の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された使用料の額に、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額の使用料を還付するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ることができる。この場合において減免する額は、それぞれ当該各号に定める率を、納付すべき使用料の額に乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前2項の規定は、指定管理者が利用料金の額を減免する場合に準用する。この場合において、前2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第1項中「市長管理施設」とあるのは「指定管理施設」と、「使用料（別表の2の2に掲げる使用料（以下「備品等の使用料」という。）を除く。）」とあるのは「利用料金」と、「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、第2項中「規則で」とあるのは「別に」と、それぞれ読み替えるものとする。</u></p> <p>(備品等の使用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>第12条 市長は、<u>市長管理施設</u>の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された使用料の額に、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額の使用料を還付するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前2項の規定は、指定管理者が利用料金を還付する場合に準用する。この場合において、前2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第1項中「市長管理施設」とあるのは「指定管理施設」と、「使</u></p>

改正後（案）	現行
<p>（登録）</p> <p><u>第11条</u> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 登録を受けた団体は、<u>第7条第1項</u>の規定にかかわらず、飯田市橋北コミュニティ防災センターの利用に係る使用料（備品等の使用料を除く。）の納付を要さない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（登録の期間及び変更の届出）</p> <p><u>第12条</u> （略）</p> <p>（原状回復義務）</p> <p><u>第13条</u> 施設の利用者が、当該施設の形質を変更し、又は<u>第6条第1項</u>の規定により利用の停止を命じられた場合は、市長は、当該利用者に対し、自己の負担により当該施設を原状に復するよう命ずることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>用料」とあるのは「利用料金」と、第2項中「規則で」とあるのは「別に」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>（登録）</p> <p><u>第13条</u> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 登録を受けた団体は、<u>第9条第1項</u>の規定にかかわらず、飯田市橋北コミュニティ防災センターの利用に係る使用料（備品等の使用料を除く。）の納付を要さない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（登録の期間及び変更の届出）</p> <p><u>第14条</u> （略）</p> <p>（原状回復義務）</p> <p><u>第15条</u> 市長管理施設の利用者が、当該施設の形質を変更し、又は<u>第8条第1項</u>の規定により利用の停止を命じられた場合は、市長は、当該利用者に対し、自己の負担により当該施設を原状に復するよう命ずることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>前2項の規定は、指定管理者が利用者に対し原状回復を命じる場合に準用する。この場合において、前2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第1項中「市長管理施設」とあるのは「指定管理施設」と、「第8条第1項」とあるのは「第8条第2項」と、第2項中「当該利用者から徴収」とあるのは「当該利用者に請求」と、それぞれ読</u></p>

改正後（案）	現行
<p>（遵守事項）</p> <p>第14条 施設の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>（委任等）</p> <p>第15条 (略)</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1～2の2 (略)</p>	<p><u>み替えるものとする。</u></p> <p>（遵守事項）</p> <p>第16条 市長管理施設の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(市長による管理)</u></p> <p>第17条 <u>市長は、指定管理者手続等条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理者による施設の管理の業務の全部の停止を命じたときその他指定管理者が存しないときは、指定管理者が指定管理施設を管理することができるようになるまでの間、第3条第2号の規定にかかわらず、自ら施設を管理する。この場合において、この条例に規定する指定管理者の権限は、すべて市長の名において行使するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、利用者は、第9条第2項の規定により定められた利用料金の額又は市長が規則で定める額を施設の使用料として市に納付しなければならない。</u></p> <p>（委任等）</p> <p>第18条 (略)</p> <p>別表（第9条関係）</p> <p>1～2の2 (略)</p> <p>3 <u>飯田市中村コミュニティ消防センター</u></p> <p>【別記4 参照】</p>

改正後（案）	現行
	<p><u>4 飯田市下黒田東コミュニティ消防センター</u> 【別記5 参照】</p> <p><u>5 飯田市北方コミュニティ消防センター</u> 【別記6 参照】</p> <p><u>6 飯田市寺所コミュニティ消防センター</u> 【別記7 参照】</p> <p><u>7 飯田市清水コミュニティ消防センター</u> 【別記8 参照】</p> <p><u>8 飯田市毛賀コミュニティ消防センター</u> 【別記9 参照】</p> <p><u>9 飯田市新井コミュニティ消防センター</u> 【別記10 参照】</p> <p><u>10 飯田市東平コミュニティ消防センター</u> 【別記11 参照】</p> <p><u>11 飯田市水城コミュニティ消防センター</u> 【別記12 参照】</p> <p><u>12 飯田市龍江四区コミュニティ消防センター</u> 【別記13 参照】</p> <p><u>13 飯田市下虎岩コミュニティ消防センター</u> 【別記14 参照】</p> <p><u>14 飯田市明コミュニティ防災センター</u></p>

改正後（案）	現行
	【別記15 参照】 15 <u>飯田市駄科コミュニティ防災センター</u> 【別記16 参照】

## 【別記1】

改正後（案）

名称	位置
<u>飯田市鼎コミュニティ防災センター</u>	<u>飯田市鼎中平1958番地 3</u>
<u>飯田市橋北コミュニティ防災センター</u>	<u>飯田市江戸町 2 丁目292番地 8</u>

## 【別記2】

現行

名称	位置
<u>飯田市鼎コミュニティ防災センター</u>	<u>飯田市鼎中平1958番地 3</u>
<u>飯田市橋北コミュニティ防災センター</u>	<u>飯田市江戸町 2 丁目292番地 8</u>

## 【別記3】

現行

名称	位置
<u>飯田市中村コミュニティ消防センター</u>	<u>飯田市中村1270番地 3</u>
<u>飯田市下黒田東コミュニティ消防センター</u>	<u>飯田市上郷黒田1880番地 3</u>
<u>飯田市北方コミュニティ消防センター</u>	<u>飯田市北方2423番地 1</u>
<u>飯田市寺所コミュニティ消防センター</u>	<u>飯田市松尾寺所5748番地 4</u>
<u>飯田市清水コミュニティ消防センター</u>	<u>飯田市松尾清水4548番地</u>
<u>飯田市毛賀コミュニティ消防センター</u>	<u>飯田市毛賀886番地</u>
<u>飯田市新井コミュニティ消防センター</u>	<u>飯田市松尾新井6132番地 1</u>
<u>飯田市東平コミュニティ消防センター</u>	<u>飯田市山本1659番地</u>
<u>飯田市水城コミュニティ消防センター</u>	<u>飯田市松尾水城3575番地</u>
<u>飯田市龍江四区コミュニティ消防センター</u>	<u>飯田市龍江8812番地 1</u>
<u>飯田市下虎岩コミュニティ消防センター</u>	<u>飯田市下久堅下虎岩2450番地 3</u>
<u>飯田市明コミュニティ防災センター</u>	<u>飯田市松尾明5263番地 1</u>
<u>飯田市駄科コミュニティ防災センター</u>	<u>飯田市駄科1304番地</u>

## 【別記4】

現行

区分	午前	午後	夜間	全日	冷暖房料金
	8時30分から12時まで	12時から18時まで	18時から22時まで	8時30分から22時まで	
	円	円	円	円	1時間までにつき
防災研修室	1,000	1,000	1,300	3,050	200円
2階会議室	150	150	150	400	1時間までにつき
研修室	300	300	300	700	100円
資料展示室	500	500	600	1,000	
調理室	200	200	200	500	

(備考) 利用者が次の表の左欄に掲げる場合においては、当該利用料金に右欄に掲げる率を乗じて得た額を利用料金に加算する。

左欄	右欄	
防災研修室を営利目的のために利用する場合	利用者が飯田市内に居住又は事業所を有する場合	100分の100
	利用者が上記以外の場合	100分の150
上記以外に利用する場合	利用者が飯田市以外に居住する場合	100分の50

## 【別記5】

現行

<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>	<u>全日</u>	<u>冷暖房料金</u>
<u>8時30分から12時まで</u>	<u>12時から18時まで</u>	<u>18時から22時まで</u>	<u>8時30分から22時まで</u>	
円 500	円 500	円 1,000	円 2,000	<u>1時間までにつき200円</u>

## 【別記6】

現行

区分	午前	午後	夜間	全日	冷暖房料金
	8時30分から12時まで	12時から18時まで	18時から22時まで	8時30分から22時まで	
	円	円	円	円	1時間までにつき
防災研修室	1,000	1,000	1,300	3,050	200円
第1研修室	300	300	300	700	1時間までにつき
第2研修室	300	300	300	700	100円
第3研修室	300	300	300	700	
調理室	200	200	200	500	
大会議室	1,000	1,000	1,300	3,050	1時間までにつき
					200円
小会議室	300	300	300	700	1時間までにつき
資料展示室	300	300	300	700	100円

（備考） 利用者が次の表の左欄に掲げる場合においては、当該利用料金に右欄に掲げる率を乗じて得た額を利用料金に加算する。

左欄	右欄	
防災研修室を営利目的のために利用する場合	利用者が飯田市内に居住し、又は事業所を有する場合	100分の100
	利用者が上記以外の場合	100分の150
上記以外に利用する場合	利用者が飯田市以外に居住する場合	100分の50

## 【別記7】

現行

区分	午前	午後	夜間	全日	冷暖房料金
	8時30分から12時 まで	12時から18時まで	18時から22時まで	8時30分から22時 まで	
	円	円	円	円	1時間までにつき
防災研修室	1,000	1,000	1,300	3,050	200円
第1研修室	300	300	300	700	1時間までにつき
第2研修室	300	300	300	700	100円
第3研修室	300	300	300	700	
調理室	200	200	200	500	
展示室	500	500	600	1,000	

(備考) 利用者が次の表の左欄に掲げる場合においては、当該利用料金に右欄に掲げる率を乗じて得た額を利用料金に加算する。

左欄	右欄	
防災研修室を営利目的のために利用する場合	利用者が飯田市内に居住し、又は事業所を有する場合	100分の100
	利用者が上記以外の場合	100分の150
上記以外に利用する場合	利用者が飯田市以外に居住する場合	100分の50

## 【別記8】

現行

区分	午前	午後	夜間	全日	冷暖房料金
	8時30分から12時まで	12時から18時まで	18時から22時まで	8時30分から22時まで	
	円	円	円	円	1時間までにつき
防災研修室	1,000	1,000	1,300	3,050	200円
第1研修室	500	500	600	1,000	1時間までにつき 100円
第2研修室	300	300	300	700	
第3研修室	300	300	300	700	
第4研修室	300	300	300	700	
第5研修室	200	200	200	500	
調理室	200	200	200	500	
展示室	300	300	300	700	

（備考） 利用者が次の表の左欄に掲げる場合においては、当該利用料金に右欄に掲げる率を乗じて得た額を利用料金に加算する。

左欄	右欄	
防災研修室を営利目的のために利用する場合	利用者が飯田市内に居住し、又は事業所を有する場合	100分の100
	利用者が上記以外の場合	100分の150
上記以外に利用する場合	利用者が飯田市以外に居住する場合	100分の50

## 【別記9】

現行

区分	午前	午後	夜間	全日	冷暖房料金
	8時30分から12時 まで	12時から18時まで	18時から22時まで	8時30分から22時 まで	
防災会議室	円 1,000	円 1,000	円 1,300	円 3,050	1時間までにつき 200円
第1研修室	500	500	600	1,000	
第2研修室	500	500	600	1,000	
防災学習室	300	300	300	700	1時間までにつき 100円
防災展示室	300	300	300	700	
調理実習室	300	300	300	700	

（備考） 利用者が次の表の左欄に掲げる場合においては、当該利用料金に右欄に掲げる率を乗じて得た額を利用料金に加算する。

左欄	右欄	
防災会議室又は研修室を営利目的の ために利用する場合	利用者が飯田市内に居住し、又は事業所を有する場合	100分の100
	利用者が上記以外の場合	100分の150
上記以外に利用する場合	利用者が飯田市以外に居住する場合	100分の50

## 【別記10】

現行

区分	午前	午後	夜間	全日	冷暖房料金
	8時30分から12時まで	12時から18時まで	18時から22時まで	8時30分から22時まで	
	円	円	円	円	1時間までにつき
防災会議室	1,000	1,000	1,300	3,050	200円
第1研修室	500	500	600	1,000	
第2研修室	500	500	600	1,000	
第3研修室	300	300	300	700	1時間までにつき
炊出し訓練室	300	300	300	700	100円
防災展示室	300	300	300	700	
防災談話室	300	300	300	700	

(備考) 利用者が次の表の左欄に掲げる場合においては、当該利用料金に右欄に掲げる率を乗じて得た額を利用料金に加算する。

左欄	右欄	
防災会議室又は研修室を営利目的のために利用する場合	利用者が飯田市内に居住し、又は事業所を有する場合	100分の100
	利用者が上記以外の場合	100分の150
上記以外に利用する場合	利用者が飯田市以外に居住する場合	100分の50

## 【別記11】

現行

区分	午前	午後	夜間	全日	冷暖房料金
	8時30分から12時 まで	12時から18時まで	18時から22時まで	8時30分から22時 まで	
	円	円	円	円	1時間までにつき
防災会議室	1,000	1,000	1,300	3,050	200円
炊出し訓練室	300	300	300	700	1時間までにつき
防災展示室	300	300	300	700	100円

(備考) 利用者が次の表の左欄に掲げる場合においては、当該利用料金に右欄に掲げる率を乗じて得た額を利用料金に加算する。

左欄	右欄	
防災会議室を営利目的のために利用 する場合	利用者が飯田市内に居住し、又は事業所を有する場合	100分の100
	利用者が上記以外の場合	100分の150
上記以外に利用する場合	利用者が飯田市以外に居住する場合	100分の50

## 【別記12】

現行

区分	午前	午後	夜間	全日	冷暖房料金
	8時30分から12時 まで	12時から18時まで	18時から22時まで	8時30分から22時 まで	
	円	円	円	円	1時間までにつき
防災会議室	1,000	1,000	1,300	3,050	200円
防災研修室	500	500	600	1,000	
炊出し訓練室	300	300	300	700	1時間までにつき
防災展示室	300	300	300	700	100円

（備考） 利用者が次の表の左欄に掲げる場合においては、当該利用料金に右欄に掲げる率を乗じて得た額を利用料金に加算する。

左欄	右欄	
防災会議室又は防災研修室を営利目的のために利用する場合	利用者が飯田市内に居住し、又は事業所を有する場合	100分の100
	利用者が上記以外の場合	100分の150
上記以外に利用する場合	利用者が飯田市以外に居住する場合	100分の50

## 【別記13】

現行

区分	午前	午後	夜間	全日	冷暖房料金
	8時30分から12時 まで	12時から18時まで	18時から22時まで	8時30分から22時 まで	
	円	円	円	円	1時間までにつき
防災会議室	1,000	1,000	1,300	3,050	200円
炊出し訓練室	300	300	300	700	1時間までにつき
防災展示室	300	300	300	700	100円

(備考) 利用者が次の表の左欄に掲げる場合においては、当該利用料金に右欄に掲げる率を乗じて得た額を利用料金に加算する。

左欄	右欄	
防災会議室を営利目的のために利用 する場合	利用者が飯田市内に居住し、又は事業所を有する場合	100分の100
	利用者が上記以外の場合	100分の150
上記以外に利用する場合	利用者が飯田市以外に居住する場合	100分の50

## 【別記14】

現行

区分	午前	午後	夜間	全日	冷暖房料金
	8時30分から12時まで	12時から18時まで	18時から22時まで	8時30分から22時まで	
	円	円	円	円	1時間までにつき
防災第1会議室	1,000	1,000	1,300	3,050	200円
防災第1研修室	500	500	600	1,000	
防災第2研修室	500	500	600	1,000	
防災第3研修室	500	500	600	1,000	
防災第4研修室	300	300	300	700	1時間までにつき
防災第2会議室	300	300	300	700	100円
炊出し訓練室	300	300	300	700	
防災展示室	300	300	300	700	

（備考） 利用者が次の表の左欄に掲げる場合においては、当該利用料金に右欄に掲げる率を乗じて得た額を利用料金に加算する。

左欄	右欄	
防災会議室又は防災研修室を営利目的のために利用する場合	利用者が飯田市内に居住し、又は事業所を有する場合	100分の100
	利用者が上記以外の場合	100分の150
上記以外に利用する場合	利用者が飯田市以外に居住する場合	100分の50

## 【別記15】

現行

区分	午前	午後	夜間	全日	冷暖房料金
	8時30分から12時まで	12時から18時まで	18時から22時まで	8時30分から22時まで	
	円	円	円	円	1時間までにつき
防災会議室	1,000	1,000	1,300	3,050	200円
第1防災研修室	500	500	600	1,000	1時間までにつき 100円
第2防災研修室	300	300	300	700	
第3防災研修室	300	300	300	700	
第4防災研修室	300	300	300	700	
炊出し訓練室	300	300	300	700	

(備考) 利用者が次の表の左欄に掲げる場合においては、当該利用料金に右欄に掲げる率を乗じて得た額を利用料金に加算する。

左欄	右欄	
防災会議室又は防災研修室を営利的のために利用する場合	利用者が飯田市内に居住し、又は事業所を有する場合	100分の100
	利用者が上記以外の場合	100分の150
上記以外に利用する場合	利用者が飯田市以外に居住する場合	100分の50

## 【別記16】

現行

区分	午前	午後	夜間	全日	冷暖房料金
	8時30分から12時 まで	12時から18時まで	18時から22時まで	8時30分から22時 まで	
	円	円	円	円	1時間までにつき
第1防災会議室	1,000	1,000	1,300	3,050	200円
第2防災会議室	500	500	600	1,000	1時間までにつき
第3防災会議室	300	300	300	700	100円
炊出し訓練室	300	300	300	700	

（備考） 利用者が次の表の左欄に掲げる場合においては、当該利用料金に右欄に掲げる率を乗じて得た額を利用料金に加算する。

左欄	右欄	
防災会議室を営利目的のために利用 する場合	利用者が飯田市内に居住し、又は事業所を有する場合	100分の100
	利用者が上記以外の場合	100分の150
上記以外に利用する場合	利用者が飯田市以外に居住する場合	100分の50

飯田市上下水道事業運営審議会条例新旧対照表（最終 平成9年7月7日飯田市条例第23号）

改正後（案）	現行
<p>(任期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、第2条に規定する調査審議が完了するまでの間、委員の任期を延長することができる。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第4条 (略)</p>

## 飯田市立小学校及び中学校を設置する条例新旧対照表（最終 平成20年12月22日飯田市条例第40号）

改正後（案）	現行
別表第1（第2条関係） 【別記 参照】	別表第1（第2条関係） 【別記 参照】

## 【別記】

## 改正後（案）

名称	位置	設置年月日
(略)		
<u>飯田市立遠山小学校</u>	飯田市上村838番地	<u>明治6年4月(日不詳)上村で設置し、平成17年10月1日合併により引き継いだ上村小学校(飯田市上村838番地)及び明治6年1月1日和田村で設置し、平成17年10月1日合併により引き継いだ和田小学校(飯田市南信濃和田1165番地)を再編し、令和9年4月1日遠山小学校を設置する。</u>

## 現行

名称	位置	設置年月日
(略)		
<u>飯田市立上村小学校</u>	飯田市上村838番地	<u>明治6年4月(日不詳)上村で設置し、平成17年10月1日合併により引き継ぐ。</u>
<u>飯田市立和田小学校</u>	飯田市南信濃和田1165番地	<u>明治6年1月1日和田村で設置し、平成17年10月1日合併により引き継ぐ。</u>